

社会政策と社会的価値

武川 正吾

I 計画行為としての社会政策

社会政策 (social policy) は行為 (action) の一種とみなすことができる。ウェーバーによれば、行為とは「単数或いは複数の行為者が主観的な意味を含ませている限りの人間行動」¹⁾のことであり、主としてそこで想定されていたのは個人主体による行為であった。しかし、その後の社会学的行為論の進展は行為主体の一般化を図り、行為の主体を必ずしも個人に限定していない²⁾。したがって社会政策は、「主観的に思念された意味」、換言すれば「集合的意思決定を通じてなされる情報処理」によって媒介された、政府という集合的主体による行為と考えることができる。

しかも社会政策は、というよりすべての政策は、單に行行為というだけでなく、いわば一種の「計画行為」³⁾である。社会政策という行為における「主観的に思念された意味」は目的意識性の觀念を含んでいる。すなわち社会政策においては、何らかの目的が設定され、その実現のために、対象となる資源および環境が、必要とあらば強制力を行使しながらでも合目的的に統制されるのである。よって社会政策は「行為論的分解」⁴⁾が可能なのであり、必要な変更を加えれば、行為論の適用が可能となるのである。

個人主体による行為が、当該個人の価値観から切り離して考えることができないように、社会政策もまた当該社会において一般に受容されている社会的価値⁵⁾との関連をぬきにして考えることはできない。もっともこのことが、行為に先立つて

価値が当該主体によって明示的に把握されていて、つねに判断の準拠として参照されているということまで意味するのではない。ある人の抱いている価値観は、しばしば行為の諸結果から第三者によって分析的に構成されるのであり、社会政策の場合も政策の実行の過程および結果に対する観察と分析によって、社会政策が暗示的に前提とする価値が明らかになることは十分にありうるからである。しかし、個人の行為も社会政策も、それが全くの無作為によって遂行されているのではないかぎり、明示的にせよ暗示的にせよ、何らかの価値がその全過程において影響を与えていることは疑いえない。

そこでこの研究ノートにおいては、まず、社会政策と社会的価値が一般にどのような関係にあるかという点についての考察を試み、次いで、とりわけ平等という社会的価値が社会政策との間にどのような関係を結ぶかという点についての考察を試みることにする。こうした問題に関する現時点でのわたくしの考え方を提示することによって、大方の批判を仰ぐというのが、このノートの目的である。

II 社会的価値と社会政策との関係

社会政策と社会的価値とは一般にどのような関係にあるだろうか。ここでは社会的価値の社会政策に対する機能として、目標・手段の選定、評価基準、正当化を取り上げ、社会政策の社会的価値に対する機能として、権威化を取り上げることにしよう。

目的・手段の選定

社会的価値は、社会政策の策定および実行の過程において、価値自体および価値の解釈を通じて、政策の目的や手段の選定に影響を与える。

計画行為である社会政策の目標が、より上位のすでに確立された目標からの演繹にすぎないとしても、それをさらに遡及していったときに突き当たるのは価値である。社会政策の目標を最終的に説明するのは価値である。そして、上位の目的の手段は下位の手段の目的であるというように、目的と手段の関係はつねに相対的であるから、このことは、すべて手段についても当てはまる。最初にAという価値が選ばれるかBという価値が選ばれるかによって、社会政策の目標は大きく左右されるのである。たとえば、通常の自由民主主義国のように何らかの平等主義が社会的価値として確立している社会と、南アフリカのようにアパルトヘイトの法制化された社会とでは、おそらく社会政策の目的は異なるであろう。前者の社会においては平等が追求されるべき価値であり、後者の社会においては不平等が追求されるべき価値となるであろう。

次に同じAという価値が選択されたとしても、Aに対して両立困難な解釈 a' と a'' が存在する場合、 a' または a'' のいずれの解釈を採用するかによって、社会政策の目的および手段は異なってくる。自由は、ある場合には「拘束の欠如」と解釈され、別の場合にはより積極的に「自己実現の機会」と解釈される。平等は、ある場合には「機会の平等」と解釈され、別の場合には「結果の平等」として解釈される⁶⁾。そして、これらの対立する解釈は、現代社会においては、それぞれ多くの支持を得ており、一方をとり他方を捨てるということが全員一致でなされることではなく、しばしば政策論争の形態をとる。

さらにまた、上位の目的がAという価値の a' という解釈によって規定されている場合も、同時に考慮せざるをえない制約条件のなかに、それらとは両立困難な価値Bまたは解釈 a'' が含まれるならば、その政策の下位の目的または手段は変更を余儀なくされるだろう。たとえば、平等の達成

が主要目的である社会政策は、効率という価値を考慮にいれるならば、平等化という目的実現には必ずと限界が課せられることになる。平等化が効率を促進するか抑止するかは当該社会の構成員の公正感覚に依存しており、両者をア・プリオリに対立させて考えることは誤りであるが——極端に不平等な社会では成員のモラールが上がらず効率の達成は難しいであろう——、特定の経験的条件のなかではこれらは代替的関係にあるからである。

そして、ジョージとウィルディングによれば、このことが社会政策の目的と結果との乖離、すなわち「社会政策の失敗」の主たる原因であった。彼らは自由を例に挙げながら、次のように説明している。「社会政策の発展は古典的自由主義の思考に対する社会主義的自由観の勝利のように思われるかもしれない。……〔しかし〕古典的自由主義の自由は、社会政策立法において、……強力な継続要素としてとどまった。特別な政策の必要が古典的自由観と葛藤するところでは、自由の方がしばしば勝利する」⁷⁾。彼らによれば、政策目的とされる価値解釈 a' の実現が、政策目的とは独立に存在する価値解釈 a'' によって阻止されてしまうのである。たとえば、医療資源の地域間格差の是正のための医学教育も個人の職業選択の自由の前には全くの無力だというわけである。

評価基準

社会政策が合目的的であろうとするならば、遂行結果に対する評価とそれに基づいた下位の目標の変更および手段体系の修正を絶えず繰り返さなければならない。したがって社会的価値は社会政策の実行結果に対して評価基準を提供することにもなる。この場合第1に、Aという価値および a' という解釈を具体化した目的がどの程度実現したかという観点からの評価がおこなわれる。しかし第2に、政策目的として具体化されなかった価値も評価基準としての機能を果たす。政策の「予期せざる結果」が、これらの社会的価値に抵触しなかったかという観点からの評価も必要となるからである。

しばしばイギリスの社会政策は平等という価値

を基準にして評価されることがある。それは、イギリス社会政策が平等を明示的に目的としているからである⁸⁾。しかし、それと同時に、政策主目的のなかに必ずしも体現していない別の価値基準、たとえば効率といった点からの評価も可能であろう。そして後者の場合の評価は、前者の場合のそれとは異なったものとなろう。

正当化

社会的価値はまた、制度化の途上にある、またはすでに制度化された社会政策の正当化機能を果たす。社会的価値は、策定・実行という社会政策の各段階において、目的・手段の選定、評価基準の提供をおこなうだけでなく、各段階において社会政策の存在理由を説明するのである。われわれの社会が明晰判明な1つの価値体系によって統制され、社会の構成員がすべてこれを内面化しているのであれば、社会政策に対する正当化は必ずしも要請されないだろう。しかし、われわれの社会には両義的な複数の価値体系が存在しており、社会の構成員はそれぞれ異なった価値体系を内面化している。いわゆる「神々の闘争」のなかでは、すでに確立された社会政策も、それが具体化したのとは対立する価値およびその解釈からの攻撃につねにさらされるのであり、政策のなかに体現された価値はこれに答えなければならないのである。

何故ある政策が採られなければならないのか。可能な代替的政策諸手段のなかから、あれではなくこれが選ばれるのは何故か。まず社会政策に体現した価値ないしその解釈に準拠しながら、これらに対する回答が与えられる。そしてさらに、必要とあらば価値序列のなかでより上位にある価値、あるいはより広く共有された価値に準拠しながら、当該社会政策の正当性が主張される。いずれにせよ、社会的価値は社会政策の弁証論にとって不可欠な要素である。

権威化

社会的価値が社会政策を正当化するとするならば、社会政策は社会的価値を権威化するといえよう。対立する諸価値、およびそれらの諸解釈が存

在するとき、それらのうちの1つが社会政策のなかに具体化されるということは、その1つに対して特権的地位が与えられることを意味する。はじめは、いわゆる「神々の闘争」のなかで、ある価値ないし解釈が他と同格であっても、ひとたびそれが社会政策のなかに具体化されるやいなや、それは国家の権威（すなわち国家の正当化された権力）による制度的保障を得ることになる。

社会政策は、そこで権威化された価値に異を唱える人びとにまで及ぶことがありうるし、その場合それらの人びとは、みずから意志に反しても、権威化された価値に服従せざるをえない。ひとたび強制的社会保険が成立すれば、私保険論者であっても社会保険に加入せざるをえないのである。

さらに、社会政策は受益者・供給従事者の双方に既得権益集団を生み出す。彼らの存在は当該社会政策維持への圧力となり、ひいてはそこに具体化された価値維持への圧力となるだろう。こうして社会的価値は、このような「下から」の圧力と「上から」の権威との双方によって、現実的保障を得ることになる。

このように社会政策が特定の価値ないし解釈を権威化することによって、社会の価値体系が安定化し、その結果として価値ないし解釈をめぐる対立が軽減することもありうる。実際、ある社会政策の導入に強力に反対した集団が、やがてその制度の擁護にまわることは珍しいことではない。ミュルダールは社会改革の不可逆性についてふれながら、「改革の特定の事項についてはあらそいがあるとしても、その発展の一つの結果として国民的な価値評価の合意が生ずる——もっとも特殊の場合には、そのような合意は改革が既にいったん制度化されてからはじめて得られる」⁹⁾（強調は引用者）と述べている。

III 平等価値と社会政策

社会政策は分配にかかわる現象であるから、さまざまな社会的価値のなかでも、とりわけ平等という価値と第一次的な関係を結ぶ¹⁰⁾。平等は分配状態を記述する概念であるとともに、望ましい分

配状態を示す概念でもあるからである。そして、歴史上も、分配に直接関連する価値として取り上げられてきたのは平等であった。

しかし、数千年に及ぶ論争史にもかかわらず、平等は多義的概念であり、一義的解釈が確立しているわけではない。人間の平等を仮定し、そうした平等な人間と特定の客体の分配結果との間の望ましい対応関係を定めるのが、おそらく平等という社会的価値の分配過程に対する機能であろう。また、各個人の無限に多様な特性のなかから特定の一侧面を取り出し、その等しい人間の間には特定の客体の分配結果に差を設けてはいけないというのが分配の平等の意味するところであろう。しかし、人間の何が平等に扱われなければならぬいかは、それほど自明のことではない。したがって各個人のどの特定の側面に着目するかに応じて、平等に関する解釈は分かれるのである。

ここではアリストテレスの古典的区別を基本的に踏襲しながら議論を進めることにしよう。彼によれば、平等は「数における平等」と「ねうちに応じた平等」に区別される¹¹⁾。ここでは前者を数量的平等（あるいは E_q ），後者を比例的平等（あるいは E_p ）と簡単に呼んでおく。

数量的平等によれば、各人の階級、身分、権力、能力、貢献、努力、必要などといった個別的事情とはいっさいかかわりなしに、全員が等しく扱われることが平等の意味するところである。そこでは、各人の多様性の背後に抽象的人格ないし市民権のような何らかの等質なものが想定される。こうした多様性の背後にある平等なる何かをもった諸個人は、何ら差別されることなく等しく扱われねばならない。分配の局面であれば、分配の客体は諸個人に対して絶対的に平等に割り当てられることになる。しかし、数量的平等は、以上のような観点からすると平等であるが、次に述べる比例的平等の観点からすれば不平等である。

比例的平等は、各人の何らかの特性——帰属性（ascribed）なものであれ、獲得的（achieved）なものであれ——が、それ以外の特性のいかんとはいっさいかかわりなしに、すべて等しく扱われることを意味する。もし2人の人間が何らかの基準に

照らして等しい特性をもっているならば、その2人に対しては等量の客体が分配され、そうでないならば、各々の特性に比例した量の客体が分配される。Aの空腹感がBの2倍のとき、AにはBの2倍の食物が分配される、というのが比例的平等の例である。

ところが、ここで問題となるのは、比例的平等が準拠する個人の特性とは何かということである。比例的平等について論じたアリストテレスも普遍的に妥当する基準を提出できたわけではなかった。おそらく、それは時間と空間を超えて規定されるのではなく、当該社会の特定の経験的条件の下にア・ポステリオリに決まるものであろう。とはいえ、こうした基準は、歴史上、任意に設定されてきたわけでなく、とりわけ近代史においては2つの基準に収斂しているように思われる。1つは、封建社会批判のなかから生まれた「貢献」であり、他の1つは、さらにそれに対する批判のなかから生まれた「必要」（ニード）である。したがって、比例的平等は、個人の獲得的特性である貢献を基準にした平等と、個人の帰属性特性である必要を基準にした平等とに大別されることになる。

以上から、われわれは3つの平等概念を得ることができたことになる。すなわち、

- (i) 数量的平等、ないし絶対的平等 (E_q)
- (ii) 貢献を基準とした比例的平等（以下 E_{pc} と略す）
- (iii) 必要を基準とした比例的平等（以下 E_{pn} と略す）

である。これらの3つは論理的には独立の関係にあり、それぞれの原理に従った分配結果が一致するとはかぎらない。

もちろん分配における平等概念は以上の3つに尽きるわけではない。以上を踏まえて、平等をより一般的に定式化すれば、次のようになるだろう。（i）複数の諸個人と分配可能な客体が存在している。（ii）各個人は、個人間比較の可能な特性をもっている。このような条件の下で——ということは、必要および貢献の比較が可能であるという前提の下で——、いずれか1つの特性を抽出し、その1単位当たりの分配客体の量がすべての個人

にとって等しく分配されている状態をさして平等な分配ということができる。何であれ抽出された全員の特性が等しい場合が数量的平等であり、そうでない場合が比例的平等である。したがって数量的平等はある意味では比例的平等の特殊ケースであり、また、比例的平等の種類は、論理的には無限の可能性が開かれていることになる。

しかし歴史上はすでに述べた3つ以外に、それほど一般的に流布した平等概念はない。そこで次に、これら3つの平等概念が社会政策とどのような関係にあるか考えてみよう。

数量的平等と社会政策

法的・政治的局面においては、追求されるべき価値=目的として数量的平等が提唱されることはあることではない。実際、自由民主主義的政治体制の下では「人身の自由、言論・思想・信仰の自由、自分の財産を所有し、有効な契約を結ぶ権利、裁判を受ける権利」¹²⁾などの公民権や、選挙権などの政治権は、そのようなものとして保障されている。しかし、社会政策が関連するような分配問題においては、数量的平等が究極的目標として掲げられることは、きわめて稀である。数量的平等を最高の分配原理と見なす人びとの主張も注意深く検討してみると、その原理に何らかの留保条件を付すことによって、事実上、比例的平等の考えを導入しているのが実情である¹³⁾。いかにラディカルな平等主義者であっても、少なくとも個人の欲求の多様性まで捨象することはできないのである。したがって、数量的平等が厳密な意味で分配原理として措定されることはない。

しかし、このことは数量的平等が社会政策にとって無関係であることを意味するわけではない。数量的平等の概念は、おそらく社会政策の目的として設定されることはないし、社会政策の存在を正当化する能力ももっていないし、また、社会政策による分配結果の評価基準としても厳密な意味では役に立たないかもしれないが、それぞれの次善の策として用いることは可能であるからである。というのは、一方では E_{pc} および E_{pn} という他の平等解釈の操作化が困難であるからであり、他

方では数量的平等が経験的にはこれら2つに近似することが多いと考えることができるからである。

貢献および必要（ニード）の測定は原理上不可能であるという立場もありうるが、これらの測定のための試みがなされてきたことも事実である。近代経済学における限界生産力理論はおそらく貢献測定のための努力の1つと見なすことができるであろうし、必要な測定は社会福祉の分野で少なからず試みられてきている。しかし、いずれの場合も全員の合意を得られるような測定方法は確立されていないし、まして E_{pc} または E_{pn} に基づく分配状態を確定することはいっそう困難である。これに対して数量的平等は、いろいろ問題があるとはいえ、 E_{pc} および E_{pn} に比べれば比較的容易に測定しうる。

数量的平等による分配結果と E_{pc} または E_{pn} による分配結果との類似性に関しては、ボトモアの次の言葉が参考になる。すなわち彼によれば、「あらゆる個人的特異性にもかかわらず、人間は、いくつかの基本的な点で、驚くべき類似を示している。すなわち、人間は、よく似た生理的、感情的、知的欲求を持っている。それ故にこそ栄養学のようなものが存在しうるのであり、また、それほど厳密なものではないにせよ、精神衛生学や幼児教育学が存在しうるのである。さらに、個人の能力の差異の範囲はそれほど大きくなく、分布からいうとその差異の範囲の中心に集まっている」¹⁴⁾。栄養学のようなものが成立しうるほどに人間が基本的な点で類似しているとするならば、人間の必要はそれほど極端に差があるわけではなく、したがって E_{pn} は数量的平等に近接するはずである。また、「個人の能力の差異の範囲がそれほど大きくない」ならば、各人の貢献の差がそれほど大きく開くことはなく、したがって E_{pc} も数量的平等に近接するはずである。 E_{pc} および E_{pn} を直接測定することが困難なとき、数量的平等を次善の策として用いることは、それほど不当なことではないだろう。

もちろん、2つの分配状態が接近しているか否かは相対的な問題であって、視点の取り方によって類似しているように見え、相違しているよう

にも見える。しかし、 E_{pc} ないし E_{pn} の結果として生じるであろう数量的不平等よりも、現実の不平等の方がはるかに大きい社会においては、数量的平等はいぜんとして実際的有効性をもつことになる。そして、そのような社会のなかで比例的平等と数量的不平等との乖離を必要以上に強調することは、結局、比例的平等そのものを否定することにつながるだろう。このことが、現実の不平等を批判するに際して、歴史上、少ながらぬ人びとが数量的平等の基準を用いてきた理由であろう。

数量的平等は、厳密な意味で社会政策の目的として受容されることはないものの、社会政策の結果に対する評価基準としては実際的機能を果たしているし、社会政策の目的・手段の選定においても次善的役割を果たしているといえよう。

E_{pc} と社会政策

数量的平等とは逆に、2つの比例的平等の場合には、より積極的な役割を期待することができる。平等が追求されるべき究極の価値として主張されるとき、それは数量的平等ではなくて、何らかの基準によって測られる各人の特性を等しく扱う比例的平等であるのがつねであったからである。もっとも、ここでいう基準が何か、それはどのようにして測定しうるのかという実際問題に対して意見の一一致することは少なかったことは銘記すべきであろう。

E_{pc} という社会的価値には長い歴史があり、それはつねにあらゆる帰属的 (ascribed) な社会的特権に対する批判の根拠であった（「働くがざるもの食うべからず」！）。それは近代社会においても同様であろう。

しかし、 E_{pc} をめぐる状況が近代社会とそれ以前の社会とで異なるのは、近代社会こそが獲得的 (achieved) な E_{pc} をはじめて制度化した社会である、としばしば宣言される点にある。社会的不平等が身分制度によって正当化される封建社会が E_{pc} の観点からみて、理想的であるか否かは全く問題にならなかった。世襲的身分が個人の貢献とは何の関係もないことは、あまりに明白であったからである。しかし、業績志向、パフォーマンス、

業績原理、メリットクラシーなどの概念によって特徴づけられる現代社会は、少なくとも理念としては E_{pc} によって組織化されているために、現状をめぐる評価が錯綜してくる。すなわちそこでは、 E_{pc} が望ましいか否かということだけでなく、 E_{pc} が現実に反映されているか否かということも新たな論点として加わるために、同じ E_{pc} を根拠にして、現代社会を擁護することも批判することも可能となるのである。

ここでは、〔I〕 E_{pc} という価値に対する評価、および、〔II〕現実の認識に関して、それぞれ2つの代替的立場を区別するのが有益であろう。すなわち、

〔I〕 価値の評価

- (A) E_{pc} は望ましい。
- (B) E_{pc} は必ずしも望ましくない。

〔II〕 現実の認識

- (a) 現代社会は実際に E_{pc} によって組織化されている。
- (b) 現代社会は實際には E_{pc} によって組織化されていない。

〔I〕および〔II〕は交差しうるから、われわれは次の4つの立場を区別することができるところになる。

〔Aa〕 第1は現状維持の立場である。この価値自体を積極的に支持すると同時に、現実の分配が E_{pc} に基づいておこなわれていると見なす場合、ひとは現状維持へと向かうであろう。理想と現実が一致しているからである。もし現実に数量的不平等が存在していたとしても、この立場によればそれは E_{pc} の観点から正当化されるものである。多くの古典的自由主義者は、このような立場に立っているように思われる。

〔Ab〕 第2は業績主義的な現状批判の立場である。この価値自体を積極的に支持することは第1の立場と変わりがないが、しかし現実の分配は E_{pc} に基づいておこなわれていないと考えられている点で第1の立場とは異なる。現実に存在する数量的不平等は不合理なものであり、 E_{pc} によって正当化されるものではない。したがって、 E_{pc} の実現を妨げている要因を除去し、現実の不平等

を E_{pc} に沿ったより合理的な不平等に置き換えることにならざるを得ない。この立場からすれば現状維持を正当化するものであり、第 2 の立場からすれば現状批判を正当化するものである。

たとえば、現実の不平等を批判しながらも、「特別の責任や非凡な才能には差別的な報酬が必要であり、そしてそれが当然である」¹⁵⁾と考えたクロスランドや、「熟練度の高い労働者にたいしては、熟練度の低い労働者よりも高い賃金を払うことがなお必要」¹⁶⁾だと主張したストレイチーが、この立場を代表するだろう。

(Ba) 第 3 は、能力主義に批判的な現状批判の立場である。第 1 の立場と同様、現実の分配が E_{pc} に基づいておこなわれていると認識しているが、しかし、まさにこうした現状こそが批判の対象となる。この立場からすると、 E_{pc} は完全な誤謬とはいえないまでも、不十分な価値=目的であり、 E_{pn} のような他の原理によって補足されるべきである。たとえば現状を「獲得社会」と診断してそれを批判しながら、全員が「尊厳と教養をもった生活を送ることができる」¹⁷⁾ 状態を望んだトーニーは、この立場に属するだろう。

(Bb) 第 4 は、 E_{pc} によって現代社会が組織化されていると見なすことはないが、かといってこの価値を積極的に支持することもない立場である。業績原理のイデオロギー性を強調しながら現状批判をおこなったクラウス・オエフェは、おそらくこの立場に該当するだろう¹⁸⁾。彼によれば、先進社会はあらゆる領域に高度の組織化をもたらした。とりわけ産業労働分野における組織化は顕著であり、そのため「業績原理」(Leistungsprinzip) の作動は不可能となった。その結果、貢献に代わって、報酬分配において重要な要因となったのは、一定の規範を内面化しているか否かということである。しかし、これは実際の生産に対する貢献度とは何ら関係がない。ここでは E_{pc} は現実を隠蔽し、現状維持を正当化するイデオロギーとなる。

以上の 4 つの立場と社会政策とはいかなる関係に立つことになるだろうか。Aa の立場によれば、現実がすでに理念を実現している以上、現実に対

する人為的干渉はなんら必要ないという結論が出てくることになる。この立場は社会政策の積極的必要性を認めないし、もし社会政策が必要であるとしても、それは E_{pc} とは別の価値に基づくはずであり、それも最小限に抑えられるべきものとなろう。社会政策の「残余モデル」がどこでは該当することになる。これに対して、Ab, Ba, Bb の立場はそれぞれ現実に対する人為的干渉を容認し、社会政策の必要性を認める。しかし、それの目的とする価値は異なる。Ab は E_{pc} を目的=価値とする社会政策を構想するであろうし、Ba, Bb はそれとは異なる種類の社会政策を構想することになる。したがって E_{pc} という社会的価値がどのようにして社会政策に直接的な影響を及ぼしているかという当初の問題に戻れば、それはここでいう Ab の立場を通じて、ということになる。

Ab の立場を通じて E_{pc} の実現を目的とする社会政策は、 E_{pc} にとっての障害を除去しようとする。それは職業構造のなかに存する不合理な不平等（たとえば男女の賃金格差）であるかもしれないし、労働市場への参入に際して課せられる、本人の資質や努力とは無関係な差別（たとえば教育達成の相違に基づく差違）であるかもしれない。たとえば、社会的に剥奪状態におかれた地域の学校に大規模の援助を与えることによって教育の機会均等を達成し、それによって公平な競争を実現しようとする政策は、 E_{pc} の実現を目的とする社会政策の一例であろう。

E_{pc} 志向の社会政策については次の 4 点を指摘しておこう。

第 1 に、Ab の立場を通じて E_{pc} の実現を目的とする社会政策において掲げられる究極的理念は、「労働と所有の一一致」として近代市民社会の思想家たちに呼ばれてきたものに歴史的根拠をもっている。それは、封建社会の原理との対抗関係のなかから生まれたものであり、近代社会のイデオロギーの根幹を成しているといえよう。

第 2 に、そこで問題化するのは、a という個人と b という個人との間にある資質ないし貢献の差異の結果として生じた不平等ではなくて、むしろ A という集団の平均と B という集団の平均との間

にある「集団間の不平等」である¹⁹⁾。人間の資質ないし能力は無作為に分布しており、社会集団の違いによって片寄りがないと仮定されるならば——そしてそれは実際無理な仮定ではない——、集団Aと集団Bとの間にある数量的不平等は、貢献に基づくものではないと判断されるからである。たとえば、出身社会階級によって教育達成が異なるとしたら、それは E_{pc} に反するものとなる。

第3に、同時に、そこでは各集団間の結果としての平等が追求されるにしても、第一次的には各個人にとってのいわゆる「機会の平等」政策が追求されやすい。 E_{pc} と機会の平等とは論理的には必ずしも一致するとはかぎらないが—— E_{pc} のみが機会の平等を要請するわけではなく、 E_{pn} もまた必要充足の機会の平等が保障されなければ達成されないだろうが——、しかし実際の政策目標としては、「結果の平等」との対抗関係のなかで「機会の平等」が E_{pc} のスローガンとなることが多いのである。

そして、第4に、そこでは世代内・世代間の社会移動の比率によって平等の程度が測定される傾向にある。各集団間で貢献に関する相違はないという仮定が許されるならば、移動率が多ければ多いほど、それだけ E_{pc} にとっての障害が少ないということになるからである。

E_{pn} と社会政策

現代社会が全般的にみて E_{pn} によって組織されているとは考えられないから、 E_{pn} と社会政策との関係の場合、 E_{pc} の場合とは異なって、社会政策以前の現実認識をめぐる問題が生じることはない。しかし、 E_{pn} が支配的価値ではないとはいえる、部分的には E_{pn} の保障が現代社会において制度化されていることも間違いない。 E_{pc} をいかに強力に主張し、自助をいかに重視するひとであっても、餓死しようとしているひとに向かって「貢献がなかったから」という理由で放置しておくのが正当なことだ」と主張するひとは稀であろう。また、社会福祉サービスの「行き過ぎ」にいかに批判的なひとであっても、「真の」困窮者に対して援助の手を差し伸べることにまで反対するひと

は少ないといえる。

余剰生産物を蓄積しうる水準に達した社会は、たいていの場合、その生産力水準の許す範囲で、社会構成員に対して、生存に必要な最低限——その値を正確に決めるることは实际上困難であるにしても——を保障するための工夫をしてきたといえる²⁰⁾。したがって論点は、 E_{pn} を全面的に肯定するか否定するかという点にではなく、 E_{pn} の妥当する範囲をどのように画定するかという点にある。

所得保障のような一般的な社会政策の場合、最低限水準をどこに定めるかが問題となり、それをなるべく低く抑えようとする志向と、それをなるべく高く維持しようという志向に分かれる。前者の志向を追求していくと、貢献の全くない者は貢献の少しでもある者よりはつねに低い地位に保たれなければならないことを示す「劣等待遇」の原則——そこでは E_{pc} 以上に E_{pn} を評価することのないような仕組みになっている——の厳格な適用へと至るし、さらに、その極限にまで進むと「飢餓の圧力」の積極的意義を説くウィリアム・タウンゼントの「貧困罪悪觀」に到着するであろう²¹⁾。逆に、後者の志向を極限にまで推し進めると「各人はその能力に応じて、各人にその必要に応じて！」²²⁾というマルクスの定式化にまで至る。

また、個別的社会政策の領域においては、 E_{pn} の及ぶ範囲をどの領域にまで拡げるか、あるいは狭めるかといった点が問題となる。その範囲はそれぞれの社会の選択によって異なるであろうが、現代の自由民主主義社会においては、数々の例外があるとはいえ、一般にこの原則の妥当する範囲を医療や社会福祉の領域に限定し、他の領域にまでは及ばせていないように思われる。

一般的にいえば、 E_{pn} を志向する社会政策と E_{pc} を志向する社会政策は必ずしも両立するとはかぎらない。とりわけ E_{pn} を極大化しようとする社会政策の場合、 E_{pc} 志向としばしば対立する。

E_{pn} を極大化しようとする社会政策については、次の4点を指摘しうるだろう。

第1に、 E_{pn} の極大化を目的とする社会政策において掲げられる究極的理念は、「生存権」としばしば呼ばれてきたものであろう。それはまた、

業績主義という近代社会のイデオロギーを超えるものとして、構想されたものであろう。

第2に、そこで問題化するのは、 E_{pc} 志向の場合とは異なり、集団間の不平等というよりは、いわゆる「個人間の不平等」である。すなわち、各個人に対して公平な競争への平等な機会が与えられているか否かを示す集団間の不平等というよりは、各人の必要のいかんにかかわらず結果として生じる個人間の不平等である。この場合集団Aの平均と集団Bの平均が一致するだけでは不十分であり、各集団内の各個人 $a_1, a_2, \dots, a_n, b_1, b_2, \dots, b_n$ の間に、必要な相違を超えた数量的不平等が生じないことが要求されることになる。

第3に、同時に、そこでは各個人にとっての「機会の平等」が追求されるだけでは不十分であり、いわゆる「結果の平等」政策が追求されやすい。もちろん E_{pn} も必要充足の機会の平等が保障されなければ達成されないが、しかし、それと同時に各人の必要の相違を超えない「結果の平等」が要請される。そして、しばしば「結果の平等」が E_{pn} のスローガンとなるのである。

そして第4に、ここでは社会移動の比率によってではなく、上下の絶対的格差によって平等化の程度が示される。社会移動の程度によっては E_{pn} を測定することはできないからである。

とはいっても、 E_{pn} を志向しながらも必ずしもそれを極大化しない社会政策の場合、それは E_{pc} との妥協的形態をとることになるだろう。生計維持最低限によって E_{pn} の妥当する水準の上限を設定し、それを超える分に関しては E_{pc} を適用することになるからである。所得保障におけるナショナル・ミニマムは、こうした政策の一例であろう。

比例的平等は数量的平等とは異なり、社会政策にとって直接の目的となりうる。しかし、 E_{pc} および E_{pn} という比例的平等の2類型は、それらが現実に反映されているか否かを確定することが困難であり、また、以上に示したように、それぞれ経験的には対立することが多いのである。

(注)

- 1) M. Weber, *Soziologische Grundbegriffe*, 1922, 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』、岩波書店、1972

年、8頁。

- 2) たとえば、吉田民人は次のように述べている。「〈行為〉の構成概念は、行動の特殊場合として、〈主体のシンボル性情報処理によって制御された資源処理〉と定義されるわけである。たとえば全自動化無人工場の工程は、企業主体のシンボル性ならびにシグナル性の情報処理……によって制御された資源処理過程にはかならない」(吉田民人「社会体系の一般変動理論」青井和夫編『社会学講座1 理論社会学』、東京大学出版会、1974年、193頁)。
- 3) この概念の詳細については別稿を準備中である。
- 4) 「行為論的分解」は稻上毅の言葉。稻上毅「社会体系の計画理論」青井編・前掲書、317頁を参照。
- 5) ここでいう「価値」は「意識的行為における選択の基準」(見田宗介『価値意識の理論』、弘文堂、1966年、17頁参照)となりうるものとを指しており、「社会的価値」とはそうした基準のうち、多数の人びとによって支持されており、集合的主体の行為における基準となりうるものとを指している。
- 6) 自由、平等などの基本的な社会的価値に関する自由主義的および社会主義的解釈については、A. Arblaster, "Liberal Values and Socialist Values", in R. Milliband and J. Saville (eds.), *The Socialist Register 1972*, Merlin Press, 1972を参照。
- 7) V. George and P. Wilding, *Ideology and Social Welfare*, Routledge & Kegan Paul, 1976, p. 121 および ditto, "Social Values and Social Policy", *Journal of Social Policy*, Vol. 4, part 4 (July, 1975), pp. 373-390.
- 8) この点については拙稿「大戦後イギリスにおける社会政策と不平等」『季刊社会保障研究』Vol. 18, No. 4 (1983年3月) : 463-477頁を参照。
- 9) G. Myrdal, "The place of values in social policy", *Journal of Social Policy*, Vol. 1, part 1 (January 1972), p. 3, 丸尾直美訳『社会科学と価値判断』、竹内書店新社、1972年、105頁。
- 10) N. Furniss & T. Tilton は、福祉国家を擁護する価値は、平等、自由、民主主義、連帯、保障、経済効率の6つであり、とりわけ福祉国家を他の体制から区別しているのは平等および連帯だと述べている。
The Case for the Welfare State, Indiana University Press, 1977, pp. 28-29.
- 11) Aristotelis, *Politica*, 山本光雄訳『政治学』、岩波書店、1961年、228頁。
- 12) T.H. Marshall, "Citizenship and Social Class", in do., *Class, Citizenship, and Social Development*, University of Chicago Press, 1964, pp. 71-72.
- 13) J. Rees, *Equality*, 1972, 半沢孝麿訳『平等』、福村出版、1975年、152-154頁を参照。
- 14) T. B. Bottomore, *Elites and Society*, 1964, 締貫譲治訳『エリートと社会』、岩波書店、157-158頁。なお、この論点に関しては前掲拙稿、465頁注

- 15も参照。
- 15) C.A.R. Crosland, *The Future of Socialism*, 関嘉彦監訳『福祉国家の将来 I』, 331頁。
 - 16) J. Strachey, *Why You should be a Socialist*, 1944, 宮地健次郎訳『なぜ社会主義をえらぶか』, 岩波書店, 1953年, 112頁。
 - 17) R.H. Tawney, *Equality*, George Allen & Unwin, 1964, p. 49.
 - 18) C. Offe, *Industry and Inequality*, St. Martin's Press, 1976.
 - 19) 「個人間の不平等」および「集団間の不平等」については, C. Jenks et al., *Inequality*, Harper, 1972, p. 14 を参照。
 - 20) レンスキーは、これを「分配の第1法則」と呼んでいる。G.E. Lenski, *Power and Privilege*, Mc-Graw-Hill, 1966, p. 44.
 - 21) タウンゼントの貧困觀については, K. Polanyi, *The Great Transformation*, 1957, 吉沢英成他訳『大転換』, 東洋經濟新報社, 1975年, 153-155頁, および小山路男『西洋社会事業史論』, 光生館, 1978年, 118-119頁。
 - 22) K. Marx, *Kritik des Gothaer Programms*, 1875, 望月清司訳『ゴータ綱領批判』, 岩波書店, 1975年, 39頁。ただし同書訳者によれば、この命題の先駆は、19世紀前半の社会主義者にまで遡る。なお、レンスキーによれば、『新約聖書』の「使徒の宣教』4, 34~35からの引用にまで遡る。Lenski, *op. cit.*, p. 12.
(たけがわ・しょうご 社会保障研究所研究員)